

大阪市告示第1063号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年7月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年月日	供用時間
大阪市立此花屋内プール	令和8年6月26日(金)	午後1時から
大阪市立西淀川屋内プール		午後9時まで
大阪市立住之江屋内プール		正午から 午後9時まで

(環境局総務部施設管理課)